

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果
(保育所等)

1 評価機関

名 称	株式会社ふくし・ファーム
所 在 地	東京都東久留米市南町1-13-38
評価実施期間	令和6年6月10日～令和7年3月17日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	株式会社セリオ トレジャーキッズうらやす保育園 カブシキガイシャセリオ トレジャーキッズウラヤスホイクエン		
所 在 地	〒279-0001 千葉県浦安市当代島3-6-12		
交 通 手 段	東京メトロ地下鉄東西線 浦安駅 徒歩15分		
電 話	047-711-2366	F A X	047-711-2366
ホームページ	https://www.serio-corp.com/nursery/parents/list/tk_urayasu/		
経 営 法 人	株式会社セリオ		
開設年月日	平成17年5月		
併設しているサービス	特になし		

(2) サービス内容

対象地域	浦安市									
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計			
	6	10	11	11	11	11	60			
敷地面積	382.81㎡			保育面積			214.21㎡			
保育内容	0歳児保育 ○		障害児保育 ○		延長保育 ○		夜間保育			
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援			
健康管理	内科健診（年2回）、歯科健診（年1回）、身体測定（月1回）									
食事	管理栄養士による献立・アレルギー対応可・地産地消									
利用時間	通常保育時間 7時～20時 延長保育時間 18時～20時									
休 日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）									
地域との交流	近隣保育園・幼稚園との交流、小学校訪問									
保護者会活動	運営委員会（年2回）									

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
	13	8	21	
専門職員数	保育士	看護師		
	16	1		
	栄養士	調理師		
	1	3		

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	市役所に書類を持参	
申請窓口開設時間	8時30分～17時	
申請時注意事項	・集団保育が可能と判断されること ・支給認定の事由に該当し、常時保育が必要であると認められること	
サービス決定までの時間	申込時期により異なる	
入所相談	浦安市保育幼稚園課	
利用代金	利用者により異なる	
食事代金	3歳児以上幼児副食費 3,000円/月	
苦情対応	窓口設置	園長：種田 ゆう
	第三者委員の設置	社会保険労務士法人 和（なごみ） 加藤/佐々木

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

サービス方針 (理念・基本方針)	理念：子ども一人一人の発達を保障し豊かな成長を支えます。子どもの情緒が安定し、いきいきと自らを成長させる事ができる環境を目指します。 方針：子ども達にとって第二の家庭でありたいと願っています。生活や遊びを通してひとり一人の子どもをよく観察し、乳幼児期に適した環境を整えて、あたたかい人間関係や秩序ある生活の中で主体性を育む保育を目指します。
特 徴	・子ども達の笑顔や笑い声にあふれています。こんな毎日が絶えないように職員もいつも笑顔で、楽しさ溢れる保育園を目指しています。 ・戸外遊びが大好きで毎日のように手をつなぎ散歩にでかけます。 ・製作遊びや表現遊びなど子どもたちのやりたいことに耳を傾け行っていく、主体的な活動を目指しています。 ・月に4回、コスモスポーツクラブによる体操指導、月に2回、ECCによる英語教室も行っています。 ・生活や遊びを通して一人ひとりの子どもに丁寧にに関わり、乳幼児期に適した環境を整えて、あたたかい人間関係や、年齢に合った基本的な生活習慣をしっかりと身につけていきます。
利用（希望）者 へのPR	「やらなければをやりたいに、誰からも愛される素敵な笑顔があふれる保育園」 ・こどもたちの好奇心や自尊心を大切に、自主性・主体性を育てています ・保護者やこどもたち、職員同士もポジティブシャワーの精神で優しく寄り添います ・全てのこどもたちに愛を持ち、笑顔で安心できる環境や保育を提供をします

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること

1. 公園や神社を訪れ、自然や地域文化に親しむ機会を大切にしています

子どもたちが地域や自然にふれながら、豊かな感性を育むことを大切にしています。週3～4回の散歩では、公園・神社・公民館などを訪れ、遊具遊びや虫・草花探し、ルール遊びを楽しんでいます。神社では神主からお参りの仕方を教わり、伝統や文化にふれる機会も大切にしています。散歩の途中では、さくら・いちょうの木々や、犬・猫といった生き物との出会いを通して、自然を身近に感じる体験を積み重ねています。園庭では、大型複合遊具やボール遊びを楽しむほか、野菜や花の栽培にも取り組み、子どもたちは植物の成長を間近で観察しながら育てる喜びを味わっています。さらに、園庭の芝生を整備し、裸足でのびのびと遊べる環境を整えました。自然の中での遊びを通して、土や草の感触を体験しながら、五感を豊かに育んでいます。また、「花いっぱい運動」では、子どもたちが種や苗を植え、花を育てる活動を行っています。さらに、食育活動としてピーマン・トマト・ブロッコリー・大根・イチゴを栽培し、収穫した野菜を使って野菜チップスやピザなどの料理に取り入れています。自分たちで育てた食材を食べることで、食への興味や自然の恵みに感謝する心を育んでいます。

2. 日々の写真撮影やブログ投稿を行い、子どもの成長や園での活動を保護者と共有しています

保護者との信頼関係を大切にし、子どもたちの成長や園での様子をできるだけ伝える工夫をしています。その一環として、各クラスで月に300～600枚の写真撮影し、日々の活動や子どもたちの豊かな表情を記録しています。また、2024年には年間154回のブログ投稿を行い、毎回多くの写真を添えることで、保護者が園での子ども様子をより具体的に感じ取れるようにしています。これにより、日常の小さな成長や楽しい瞬間を共有し、保護者とのつながりを強めています。さらに、園生活の様子をドキュメンテーションとしてまとめ、「保育の見える化」を進めています。活動の背景や子どもの学びを視覚的に伝えることで、保育の意図を保護者と共有し、理解を深めてもらう機会を設けています。

3. 遊びの幅を広げるコーナーを設けるとともに、体育指導や英語教室を行い、子どもの心身の発達を促しています

保育理念である「ひとり一人ていねいな保育」を基に、一人ひとりの個性を尊重し、「ほめる保育」を通じて、子どもがのびのびと成長できる環境づくりに努めています。また、子ども同士が互いの価値観を尊重し合いながら生活できるよう、環境を整えています。そして、多様な体験を提供するため、「さくらさくらんぼ保育」を参考にして、「ままごと・絵本・ブロック・体を動かす場所・机上遊び」などのコーナーを設置し、遊びの幅を広げています。さらに、集団活動の一環として体育指導や英語教室を実施し、心身の発達を促しています。その結果、利用者調査では、「園が独自に組み立てている日々の活動や教育プログラム」に対する満足度が100%となり、保護者の期待に応えられていることが確認されました。これらの取り組みは、子どもが安心して成長できる環境を提供し、一人ひとりの可能性を広げています。

4. 日々の課題や問題が発生した際は全職員で検討し、「ポジティブシャワー」を取り入れることで、職員間の円滑なコミュニケーションと働きやすい職場づくりにつなげています

職員間で子どもに関する情報を共有するために、月1回の職員会議に加え、主任会議・リーダー会議・クラス会議・乳幼児会議を開催しています。また、日々の課題や問題が発生した際には、会議の場で話し合い、全員で検討することを大切にしています。直近では、遅番業務を時間内に終わらせるための業務改善について議論しました。さらに、職員同士のコミュニケーションをより円滑にするため、「ポジティブシャワー」を取り入れています。この取り組みでは、お互いの良いところや感謝している点を伝え合い、職場の雰囲気良くすることを目的としています。その結果、職員自己評価の設問「あなたはこの仕事について、意欲と働きがいを持つことができますか？」や「良好な人間関係が構築されていますか？」に対し、「はい」と回答した職員が90%を超え、取り組みの成果が確認されました。

さらに取り組みが望まれるところ

1. 地域の未就園児向けに、芝生化した園庭の開放や誕生会への参加機会を設けるなど、保育体験の場を提供することを検討しています

経営的な視点に立ち、「地域に選ばれる園となること」を重点目標に掲げています。その一環として、今年度は「園庭の芝生化」に取り組むとともに、ホームページ(ブログ)を活用し、園の取り組みを積極的に発信しています。しかし、地域の未就園児を対象とした事業については、現在のところ実施に至っていません。今後は、芝生化をした園庭を地域に開放するほか、誕生会に参加できる機会を設けるなど、保育体験の機会を提供していきたいと考えています。また、こうした事業についても、ホームページ(ブログ)や掲示などにより、広く地域に周知をしていく予定です。

2. 研修や意見交換の場を増やすことで、職員一人ひとりの意識を高め、園全体として虐待防止に向けた取り組みを強化していきたいと考えています

職員の子どもに対する適切な関わり方について、「ていねいな保育手引書」に示すとともに、「ていねいな保育」をテーマにした園内研修を実施し、理解を深める機会を設けています。また、「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用し、職員が自身の関わりを振り返ることで、日々の保育の中で子どもへの配慮をより一層意識できるよう努めています。一方で、虐待防止の研修機会が限られていることや、具体的な防止策について話し合う場が十分に確保できていない点を課題として捉えています。今後は、研修や意見交換の場を増やすことで、職員一人ひとりの意識を高め、園全体として虐待防止に向けた取り組みを強化していきたいと考えています。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

評価を受けて、特に力を入れているところに関しては、今後も直結して保護者満足度の高さに比例できるよう保育運営にあたってまいりたいと思います。
今後さらに取り組みが望まれるところに関しては、次年度より課題的なテーマと掲げ、取り組みを強化していき、保護者の皆様にも安心したサービス提供ができるよう努めてまいりたいと思います。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目		中項目	小項目	項目	標準項目			
					■実施数	□未実施数		
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1	理念・基本方針	理念・基本方針の確立	1	理念や基本方針が明文化されている。	3	0
				理念・基本方針の周知	2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0
					3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0
		2	計画の策定	事業計画と重要課題の明確化	4	事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6	0
				計画の適正な策定	5	施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0
		3	管理者の責任とリーダーシップ	管理者のリーダーシップ	6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	5	0
		4	人材の確保・養成	人事管理体制の整備	7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	0
					8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
				職員の就業への配慮	9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0
				職員の質の向上への体制整備	10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0
II	適切な福祉サービスの実施	1	利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0
					12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0
				利用者満足度の向上	13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	0
				利用者意見の表明	14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0
		2	教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3	0
				提供する保育の標準化	16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	4	0
		3	教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0
					18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0
		4	子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19	保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	4	0
					20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
					21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	0
					22	身近な自然や地域社会と関わるような取り組みがなされている。	4	0
					23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	0
					24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	0
					25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4	0
					26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0
				子どもの健康支援	27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	0
					28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0
				食育の推進	29	食育の推進に努めている。	5	0
		5	安全管理	環境と衛生	30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0
				事故対策	31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0
				災害対策	32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5	0
		6	地域	地域子育て支援	33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	4	1
計					135	1		

保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 ■整備や実行が記録等で確認できる。 □確認できない。

評価項目		標準項目
1	理念や基本方針が明文化されている。	■理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
(評価コメント) 園の保育理念を「子ども達にとって第二の家庭でありたいと願っています。生活や遊びを通してひとり一人の子どもをよく観察し、乳幼児期に適した環境を整えて、あたたかい人間関係や秩序ある生活の中で主体性を育む保育を目指します。」、保育目標を「1 思いやりのある子、2 自分で考えられる子、3 自分の気持ちを自分で言える子、4 たくさん遊んでたくさん食べる子」と定めています。これらの内容は、入園のしおり(重要事項説明書)に記載されています。		
2	理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
(評価コメント) 園のビジョン・理念について、職員の理解を深める取り組みとして、運営理念を記載した冊子を全職員に配布するとともに、新任職員研修やオンライン学習で説明しています。		
3	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	■契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。 ■理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
(評価コメント) 園のビジョン・理念について、保護者に対しては入園のしおり(重要事項説明書)を用いて入園説明会で園長が伝えています。また、子どもの成長や園の取り組みを降園時に対面で報告するとともに、保育アプリ内でも写真を添えてその日の様子を伝えています。加えて、毎月、園だよりやクラスだよりを発行しています。		
4	事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	■中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■理念・基本方針により重要課題が明確にされている。 ■事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■運営の透明性の確保に取り組んでいる。
(評価コメント) 運営委員会や年1回の満足度調査アンケートを通じて利用者のニーズを把握し、個別面談を通じて職員の要望を確認しています。さらに、地域の福祉ニーズについては、地域内の幼稚園や他の保育園との会議、千葉県保育協議会などのネットワークを活用し、情報を収集しています。こうした事業環境の分析を踏まえ、「幼児クラスの定員割れ」や「ヒヤリハットを活用した事故の未然防止」を重要課題として位置づけています。 法人では3年ごとの中期事業計画を策定し、それに基づいて単年度の事業計画を前年度末に園長・主任を中心に作成しています。今年度の重点目標として、「園庭の芝生化」や「園庭開放の実施」に取り組んでいます。		
5	事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■年度終了時はもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
(評価コメント) 事業計画は、新年度会議で職員に説明し、計画の推進に向けて「ヒヤリハット職員一人当たり3件/月」などの具体的な目標を設定しています。進捗状況については、職員会議やリーダー会議で定期的に共有し、全職員が取り組みの進展を把握できるようにしています。また、計画の見直しが必要と判断された場合は、園長・主任が中心となり判断しています。		
6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	■理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。 ■研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■評価が公平に出来るように工夫をしている。
(評価コメント) 職員一人ひとりの気づきや工夫を活かすために、職員会議や昼礼の際に意見交換を行っています。その際司会や書記を持ち回りにすることにより、会議や研修の中で発言を促しています。 年2回従業員満足度調査を実施し、職員の意識ややる気を把握するとともに、メンター・チューター制度、本部による面談など職員のフォローを行っています。そのほか、法人内の系列保育園の職員と交流する機会(職員交流会)を持つことで、職員同士のつながりを持てるよう配慮しています。		

7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	■遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
(評価コメント) 法人職員または保育職員として守るべき法や規則についてまとめた書類として、「コンプライアンスマニュアル」を整備しています。コンプライアンスには、法令・規則の順守、企業倫理が記載されており、コンプライアンスに反する行為を発見した場合は、窓口相談・通報ができるようになっています。また、入社時研修や法人全体研修(eラーニング)を実施し、職員の理解を深めています。加えて、自己評価や「理解度チェックテスト」で理解度を確認し、必要が認められた際は、個別面談などにより支援しています。		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	■人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 ■評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保を図られている。 ■評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
(評価コメント) 園が求める職員像をホームページなどに記載しています。職員の採用は本部が一括で担当し、ホームページ・ハローワーク・求人サイトなどで募集をしています。また、インターンシップも実施しています。 人事評価は、人事評価表を基に年2回(上期・下期)実施し、賞与に反映しています。人事評価表では、等級に応じた職務行動評価項目が定められており、職員が自己評価を行い、1次評価として園長、2次評価者として本部が評価をしています。		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	■担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
(評価コメント) 有給休暇の取得率を高めるために、随時声かけを行うとともに、出産・育児休暇の取得を促進するために、出産予定者へ制度の説明を行うなど工夫しています。 職員の定着に向けた取り組みとして、家賃補助・選択制退職金制度・GLTD制度を導入しているほか、グループ法人が管理する農園の野菜をフードロス削減の一環として安く購入できる制度も設けています。また、有給休暇については入社時に付与するとともに、時間有給休暇制度や有給積立制度を導入するなど、働きやすい環境が整っています。		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	■中長期の人材育成計画がある。 ■職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■個別育成計画・目標を明確にしている。 ■OJTの仕組みを明確にしている。
(評価コメント) 人材育成の方針や方法は、人材育成マニュアルに明示しています。キャリアパスシートに設定されている階層の数は5階層あり、内容は職員会議や個別面談などで職員へ伝えています。 研修計画には法人研修・園内研修・外部研修が含まれており、法人研修では園長や主任などの階層別研修や、全職員を対象としたeラーニング形式の研修を実施しています。また、園内研修では、手作り玩具や「ていねいな保育」をテーマにした研修や、看護師による嘔吐処理研修などを実施しています。なお、職員が受講した研修内容は研修報告書に記録し、昼礼や職員会議により、他の職員と共有しています。		
11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	■子供の尊重や基本的な人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
(評価コメント) 虐待や育児困難に関する事案には、「虐待防止対応マニュアル」に基づき適切に対応しています。職員は、園内研修を通じてマニュアルを定期的に確認し、対応力の向上に努めています。また、「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用し、自らの関わりを振り返る機会を設け、日々の保育の中で子どもへの配慮を深めています。さらに、虐待に関するニュースが報道された際には、本部とも情報を共有し、印刷した資料を回覧や昼礼で周知することで、職員全体の意識向上と注意喚起を行っています。		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	■個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■個人情報の利用目的を明示している。 ■利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
(評価コメント) 情報の収集・利用・保管・廃棄については、個人情報保護規程に基づいて管理しています。法人として情報管理の質を高めるためにプライバシーマークを取得し、適切な運用を行っています。セキュリティ対策として、パソコンにはパスワードによるアクセス制限を設けています。さらに、個人情報や機密性の高い文書については、事務室内の施錠可能な書庫に保管しています。個人情報の利用目的や開示請求の方法については、重要事項説明書に明示しています。		

13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	■利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。 ■把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
(評価コメント) 子ども一人ひとりを尊重する姿勢を「子どもの権利マニュアル」に明記し、入職前研修や園内研修を通じて職員の理解を深めています。その際、「尊重する保育とは何か」などをテーマに学び、子どもや保護者の価値観・生活習慣に配慮した関わりを重視しています。具体的には、行事アンケート・満足度調査・個別面談を活用し、日常的な保育サービスに関する保護者の意向を確認しています。また、仕事が休みの日でも保育を利用できるよう対応するほか、苦手な食材は無理に食べさせず残してもよいとするなど、子どもに負担のない食育を実践しています。さらに、宗教観や文化に応じた給食の食材調整にも対応し、ラッシュガードの着用や日焼け止めクリームの塗布など、健康管理にも配慮しています。		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	■保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
(評価コメント) 苦情があった際には主任が受け付けし、園長が解決にあたっています。そのような体制や役割について、ホームページや入園のしおり(重要事項説明書)で保護者に伝えています。意見や要望については「苦情対応マニュアル」に沿って対応し、直接もしくは掲示を通して回答しています。		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	■教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
(評価コメント) 保育実践の自己評価を実施する際には、「自己評価チェックシート」を活用しています。保育実践の成果や経過については幼児会議・乳児会議・職員会議で振り返り、月案・年間指導計画反省欄に記録しています。なお、自己評価は年2回実施し、自己評価の結果については、リーダー会議で分析・集約し、「自己評価結果報告書」に記録しています。		
16	提供する教育及び保育の標準の実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
(評価コメント) 業務の標準化を図るため、法人として運営マニュアルを整備するとともに、園独自の早番・遅番マニュアルを作成し、業務の統一を進めています。業務の実施状況は、園長・主任・エリアマネージャーが中心となって確認しています。また、内部監査として、本部の監査担当が「内部監査チェック表」を用いた監査を年1回実施し、さらに県・市の監査(4年に1度)にも対応しています。加えて、職員には「保育実践ハンドブック」を配布し、職員会議や園内研修での読み合わせを行うことで、マニュアルに対する理解を深めています。		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
(評価コメント) 見学者対応は、園長または主任が担当し、希望日に応じて個別対応で説明会や見学会を実施しています。その際、「ひとり一人に寄り添った保育」に取り組み、子どもがやりたいことを実現できるよう支援している点を強調しています。また、園の特徴として、芝生のある園庭や英語・体操などのプログラムを取り入れていることを説明し、加えて、年間行事についても案内を行っています。		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
(評価コメント) 入園が決まった利用者には、入園のしおり・児童票・生活状況調査票などの資料を準備し、入園説明会実施前に保護者へ手渡しで配布しています。入園説明会は個別対応とし、4月1日にはお祝い場を設け、園生活の様子を実際に見てもらう機会を提供しています。その際、在園児によるお祝いの歌の披露などを行うとともに、保育の内容を分かりやすく伝えています。また、サービス内容については重要事項説明書を用いて説明し、プライバシー保護に関しては個人情報取扱方針同意書で同意を得ています。さらに、保護者の意向を入園前の個別面談や個別質問票で把握し、個別意向一覧表に記録することで、一人ひとりに配慮した保育を行う準備を進めています。		

19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
(評価コメント) 「全体的な計画」は2024年3月1日に更新し、特に「保育目標の全クラスにおける統一的な展開方法」などの項目を見直しました。それに基づき、年・月・週単位で指導計画を作成しています。指導計画の策定にあたっては、「体調不良や生活習慣の乱れ」といった課題を把握し、対策として「保健だよりを通じた注意喚起や適切な管理方法の指導」を行うなど、健康的な生活習慣の定着を促しています。		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
(評価コメント) 個別の指導計画は、0・1・2歳児クラスおよび個別支援が必要な子どもを対象に作成しています。「全体的な計画」は重要事項説明書に綴じて配布し、懇談会などで説明を行っています。また、指導計画の内容についても懇談会や個別面談を通じて伝えており、その際には専門用語を避け、保護者が理解しやすい表現となるよう配慮をしています。指導計画については、職員会議などで適宜見直し、必要に応じて改善を図っています。さらに、行事の開催時期の変更など緊急対応が必要な場合には、臨時職員会議を開き、迅速に決定しています。		
21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 ■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
(評価コメント) 環境面において、「芝生のある園庭」や「2～5歳児が1フロアで過ごす」といった特徴があります。その中で、「さくらさくらんぼ保育(リズム・表現)」を取り入れ、子どもの発達を促しています。この手法に基づき、生活目的に応じた「着替え・お昼寝・遊び・給食」のコーナーや、遊びに応じた「ままごと・絵本・ブロック・体を動かす場所・机上遊び」のコーナーを設け、子どもたちが活動しやすい環境を整えています。各クラスを基本とした保育を行っています。月に数回「2階開放日」を設け、全クラスが交流できる場を作ることで、子どもたちが自由に行き来し、多様な関わりを持てる機会を大切にしています。また、子どもが自ら玩具や教材を取り出せるよう、目線に合った棚や容器を用意し、収納状態を写真で示すことで片付けをやすくする工夫を行っています。		
22	身近な自然や地域社会と関われるような取り組みがなされている。	■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
(評価コメント) 週3～4回程度散歩に出かけ、公園・神社・公民館などを訪れ、公園や散歩の途中では遊具遊び・虫や草花探し・ルール遊びを楽しみながら過ごしています。また、神社では神主からお参りの仕方を教わったり、さくら・いちょう・犬・猫など、さまざまな植物や生き物に出会ったりしています。さらに、園庭では大型複合遊具やボール遊びを楽しむほか、野菜や花などの植物に触れる機会を設けており、カブトムシ・メダカ・淡水魚・アオムシなどの生き物を飼育し、自然との関わりを深めています。 子どもの成長や保育の成果を発表する場として「運動会・生活発表会」を開催し、また、季節や文化・伝承に親しむ機会として「七夕・夏まつり・クリスマス会・新年のつどい・節分・ひなまつり」などを実施しています。特に、運動会や生活発表会には力を入れ、子どもたちが主体的に取り組めるよう工夫をしています。行事への興味や関心を高めるため、開催時期や季節に応じて園内の装飾を変え、行事の雰囲気を出しています。また、夏まつり・運動会・生活発表会などでは、子ども自身が内容を決める機会を設け、みんなで協力しながら行事を作り上げる経験を大切にしています。行事後の振り返りとして、子どもたちは思い出を絵に描く活動を行い、楽しかった経験を表現しながら記憶を深めています。		

23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果せるような取組みが行われている。 ■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
(評価コメント) 子ども同士のけんかやトラブルが生じた際は、可能な限り見守ることを方針として対応しています。子ども自身が解決できるよう促しながら、必要に応じて職員が仲介し、気持ちの整理をサポートしています。また、発達の過程で見られるかみつきについては、子ども同士の距離を適切に保つよう配慮し、職員が近くで見守ることで予防に努めています。加えて、かみつきが生じやすい場面や環境を分析し、保育環境の調整や子どもの気持ちの代弁を行うなど、未然防止のために取り組んでいます。 子どもが主体性を発揮できるよう取り組んでいます。特に、朝の会では司会進行を順番に担当する仕組みを導入し、自分の役割を意識しながら取り組めるようにしています。また、年上の子どもに憧れる気持ちを持ち、年下の子どもを思いやる心を育むことを目的として、幼児クラスでは毎日、縦割りで生活する日を設けるなど異年齢交流を行っています。その際、異年齢の子ども同士が自然に関われるよう、活動内容や環境を工夫し、自発的に動けるような声掛けや促し方を取り入れています。		
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
(評価コメント) 配慮が必要な子どもの受け入れ体制として、専任の非常勤職員を加配し、個別の支援ができるよう環境を整えています。また、子どもが安心して過ごせるよう、パーソナルスペースを確保するなどの工夫を取り入れています。さらに、発達支援センターなどの専門機関と連携し、心理士・理学療法士の助言を受けながら、一人ひとりの発達に応じた適切な支援を行うよう努めています。		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
(評価コメント) 日々の子どもや保護者の状況については、申し送りノートや保育アプリを活用し、職員会議で情報共有しています。また、子ども一人ひとりに対する理解を深めるため、園内研修や職員会議において「ていねいな保育」をテーマに取り上げ、実際の事例を持ち寄りながら話し合う機会を設けています。これにより、職員同士で意見を交換しながら保育の質を高める取り組みを進めています。 18時～20時を延長保育時間として設定し、それに合わせて合同保育を実施しています。乳児は16時の午睡明けから、幼児は17時50分から全クラス合同で過ごし、長時間保育においても安心できる環境を整えています。合同保育は、乳児は1歳児クラス、幼児は4・5歳児クラスで行い、パズルやゲームなど普段使用しない玩具を用意することで、特別感を持たせながら落ち着いて遊べる工夫をしています。また、延長保育の時間帯には、常勤職員を交代で配置し、個別のスキンシップを多く取ることで、子どもが安心して過ごせるよう心がけています。		
26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
(評価コメント) 保護者と職員の信頼関係を深めるため、保育参加を年2回(6・11月)に設定し、幼児クラスは決められた日にちに実施しています。乳児クラスについては、同じく年2回(6・11月)に保育参観を実施し、保護者が園での子どもの様子を見られる機会を設けています。また、個別面談は年2回(7・1月)のうち、どちらか1回の参加を選択できるようにしています。さらに、保護者会を年2回(5・2月)、運営委員会を年2回(12・3月)に開催し、保育の運営について保護者と共有しながら進めています。各会の開催に際しては希望制を取り入れ、保護者の都合や要望に寄り添えるよう工夫しています。また、懇談会では会話を楽しめる時間を設けることで、保護者同士や職員との交流を促しています。加えて、職員一人ひとりを知ってもらうために、玄関に職員紹介コーナーを設置し、園の雰囲気をもっと身近に感じられるよう配慮しています。 就学支援を目的に、小学生との交流の機会を設け、小学5年生との交流や学校探検を実施しています。また、卒園児がランドセルを見せに来る機会を設けるなど、小学校と連携しながら子どもたちが就学への期待を持てるような取り組みを行っています。さらに、保護者に対しては個別面談の際に就学支援シートを希望に応じて提示し、就学に関する情報提供を行っています。		

27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
(評価コメント) 子どもの健康状態を把握するため、嘱託医による内科健診を年2回、歯科健診を全園児対象に年2回実施しています。また、与薬は基本的に行っていませんが、熱性けいれんや食物アレルギーの場合に限り、与薬指示書の提出を条件として薬を預かる対応を行っています。 日々の健康管理において、登園時には、保護者に健康状態や怪我の有無を確認し、必要な情報を申し送りノートに記録して職員間で共有しています。0・1・2歳児クラスでは、連絡帳を毎日やり取りし、保護者との細やかな情報共有を行っています。また、保護者との連絡には保育アプリを活用し、連絡帳の機能を通じて検温・午睡時間・食事量・排泄・その日の様子・質問事項などを記載しています。その際、要点を簡潔にまとめることで、分かりやすく伝えられるよう工夫しています。降園時には、申し送りノートに記載された内容を対面で報告し、子どもの成長や保護者が喜ぶようなエピソードを添えるなど、信頼関係を深める配慮をしています。		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
(評価コメント) 感染症対策は主に看護師が担当し、「感染症対応マニュアル」に沿って対応しています。職員は感染症対策について職員会議や園内研修で学んでいます。感染症が発生した際は、まず園内を消毒するとともに、保育アプリや掲示で保護者に周知しています。また、子どもたちが快適で安全に過ごせる環境を維持するため、徹底した管理を行っています。室内環境、設備・用具の衛生管理、手洗い場・トイレの清潔保持など、複数の側面から安全対策を講じています。園内の温度・湿度・換気・採光・音の管理は、「保育環境設定マニュアル」に基づいて実施しています。これらの環境基準の実施状況は、定期的な巡回により確認しています。また、園内外の設備・用具や寝具の衛生管理については、「施設内安全管理マニュアル」に沿って実施し、設備の安全点検は四半期に1回、チェックリストを活用して行っています。玩具については、毎日アルコール消毒を行い、子どもが安心して使用できる環境を整えています。さらに、寝具はコートをスプレー霧吹きで消毒し、シーツなどは毎週交換することで、清潔な睡眠環境を提供しています。		
29	食育の推進に努めている。	■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
(評価コメント) 食育活動の具体的な取り組みとして、食育や当日使用されている食材の産地などをボードを使って説明し、食文化や栄養に関する知識と関心を深めています。また、「ピーマン・トマト・ブロッコリー・大根・イチゴ」を栽培し、収穫したものを野菜チップスやピザなどの料理に取り入れています。調理体験は、1歳児クラスからラップおにぎりを作る機会を設けるとともに、5歳児クラスでは「きなこ・ケーキ・カレーライス」などの調理も行っています。さらに、魚屋さんから「魚の話」を聞く機会を設けています。 食物アレルギーのある子どもには、「給食マニュアル」に基づき、除去食を提供しています。環境面では、誤食を防ぐために他児と距離を置いた1人席を用意し、安全に食事ができる環境を整えています。また配膳時には、色違いの食器や名札付きのトレーを使用し、給食室と職員同士でダブルチェックを行っています。		
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
(評価コメント) 子どもたちの健康を促進するために、裸足保育や体育指導を実施するとともに、事故や怪我を未然に防ぐために「事故・怪我に合わないための約束」を設け、子ども自身が安全意識を持てるよう指導しています。これにより、危険を回避する力を育むとともに、安全な環境づくりにつなげています。また、手洗い場やトイレは明るく清潔な空間を維持し、子どもたちが利用しやすい設備を整えています。衛生管理の具体例として、ペーパータオルを使用し衛生的に手を拭けるようにするとともに、おむつ交換シートを設置し、感染症予防にも配慮しています。さらに、安全面への配慮として、手洗い場やトイレの床にはドライカーペットを設置し、滑りにくい環境を整備しています。これにより、転倒などの事故を防ぎ、子どもたちが安全に利用できる環境を確保しています。		

31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
(評価コメント) リスクマネジメントに関するマニュアルとして「危機管理マニュアル」を、事故発生時の対応や安全確保などに関するマニュアルとして、「事故対応マニュアル」を整備しています。また、市の園長会・国の事故情報データベースより情報を収集しています。事故・感染症・侵入・災害などが発生した際はヒヤリハット・事故報告書などに記録し、職員会議で発生要因を分析して再発防止策を検討しています。これらの対応については、園だよりなどを通じて保護者にも報告しています。そのほか、警察署の協力による不審者対応訓練も実施しています。		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
(評価コメント) 子どもが自身の健康や安全に関心を持てるよう、防災訓練を毎月実施し、火災や津波を想定した避難方法を学んでいます。また、幼児クラスではモクモクハウス体験を取り入れ、煙の中での避難行動を実際に体験する機会を設けています。さらに、防災頭巾の使用方や避難の仕方についても指導し、緊急時に自ら安全を確保できる力を育てています。 子ども・保護者・職員の安否確認方法が明確に定められており、すべての職員に周知されています。子どもの安否確認は保育アプリを活用し、登降園の確認や点呼を行うことでリアルタイムで状況を把握できる体制が整っています。職員の安否確認についても、勤務表をもとに点呼を行い、迅速な確認を可能にしています。防災計画を整備し、地域の行政機関や消防署・警察・自治会・福祉関係団体と連携しながら訓練を実施しています。具体的には、消防署と協力した防災訓練を年1回行い、火災時の対応を実践的に学ぶ機会を設けています。また、防災訓練だけでなく、防犯対策として警察と連携した訓練も実施し、園内の安全対策を強化しています。また、食料や備品類の備蓄リストを作成し、防災マニュアルに基づいて管理を行っています。備蓄の管理者は栄養士および主任が担当し、定期的な点検や補充を行うことで、緊急時に必要な物資が不足しないよう備えています。		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	■地域の子育てニーズを把握している。 □子育てで家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
(評価コメント) 子どもの視野を広げることを目的として、緑道の水路での水遊びや神社で笹をもらう体験、近隣の魚屋さんによる「魚について」の学習を実施しています。また、散歩の際に消防署見学をしたり、図書館で開催される絵本の読み聞かせに参加したりしています。さらに、5歳児クラスでは、他園の5歳児と交流する機会を持つとともに、小学校が実施する学校探検や小学生との交流会にも参加しています。		